

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆《国際運輸業務に従事する非居住者企業の税収管理暫定弁法》(国家税務総局公告 2014年第37号, 2014年6月30日発布)

1980年代の初めより、財政部、国家税務総局、国家外貨管理局は、単独もしくは連名にて多くの規定を発布し、税収管理、国外支払い及び租税条約優遇政策の享受等に関する方面で国際運輸業に従事する非居住者企業に対して規範化を行ってきた。2008年に新たな企業所得税法が施行された事により、国際運輸業に関連する非居住者企業の納税義務と管理規程に比較的大きな変化が生じ、これまでの多くの規定が現在の税収管理業務の状況にそぐわないこととなった。ここに、税務総局は《国際運輸業務に従事する非居住者企業の税収管理暫定弁法》(以下、弁法)を起草した。《弁法》は5章23条から成り、総則(1-4条)、徴収管理(5-10条)、租税条約享受待遇管理(11-15条)、追跡管理(16-19条)、及び附則(20-23条)となっている。主に国際海運業務、国際空運業務に従事する非居住者企業に係る企業所得税の管理が含まれており、税務登記、徴収管理、租税条約優遇措置の享受と追跡管理等の各段階について、具体的な規定を設けている。主な内容は以下のとおり。

一、国際運輸業に従事する非居住者企業の税収管理の範囲を明確化

弁法でいう国際運輸業への従事とは、非居住者企業が、自社所有もしくはレンタルした船舶、飛行機、船舶により、旅客、貨物もしくは郵便物等を運ぶ為に中国国内の通関地を出入りする経営活動に従事する事をいい、これには、関連する積み下ろし、保管等の付属業務が含まれる。また、海洋船契約サービス、タイムチャーターサービス、ウェットリース方式による船舶または航空機のリース収入を得る経営活動も、国際運輸業に属する事を明らかにした。

二、税務登記管理

国際運輸業に従事する非居住者企業は、税務総局

が発布した《非居住者による請負工事及び役務提供に係る税収管理弁法》(国家税務総局令2009年第19号)の規定に従い、中国国内での請負工事及び役務提供を行う際は税務登記を行わなければならない。

非居住者企業が中国国内の多くの通関地で国際運輸業に従事していることに鑑み、納税者の利便化を考慮すると同時に税務機関が同一の納税者を集中的に管理するため、納税者は、業務の発生地を1箇所選択して税務登記を行うことが可能である。その他の通関地で業務が発生した場合は、業務発生地の主管税務機関に税務登記のコピー及び関連業務の資料を提出することで足りる。

三、支払人の源泉徴収規定を明確化

管理の利便化のために、弁法では、税務登記未了もしくは未申請の非居住者企業について、運送費の支払人を源泉徴収義務者とする事を明確にした。支払人には、国内委託者、貨物運送会社を含む。

四、企業所得税税収管理に関する規定

企業所得税税収には事実にもとづく申告納税、査定徴収、指定徴収の3種類がある。帳簿を作成し正確に課税所得額を計算できる非居住者企業は、申告納税方式を採用する事ができる。正確に課税所得額を計算できない非居住者企業は査定徴収方法を採用する。税務登記未了で自社にて税務申告ができず、かつ代理人に申告を依頼していない非居住者企業は、運送費の支払者が、その支払の都度、納税額を源泉徴収する。

五、租税条約優遇措置享受に関する管理

(一) 非居住者企業が租税条約の優遇措置を享受する際は、締結国の税務当局が発行する居住者証明書及びコピー、もしくは締結国の運輸主管部門が発行する法人証明及びコピー(登録地もしくは実際管理機構の所在地の国家が発行する居住者証明書を含

Topics

む)の提出が必要である。また、規定にそって資料を提出し、同時に、その他の業務を行う港湾主管税務機関に租税条約の優遇措置適用状況を報告しなければならない。これらの手続きは、《非居住者企業の租税条約優遇措置享受管理弁法(試行)》(国税発[2009]124号)の関連規定を順守して行う必要がある。

弁法第12条では、租税条約優遇措置の享受を申請するために必要な資料を列記しており、既に主管税務機関に提出したのものに対しては再度の提出を要さない事とし、納税者の負担を軽減した。

租税条約の優遇措置を享受する実際の運送者とは、中国の関連部門の許可を経て、経営資格を取得し、旅客運送、貨物運送を行う非居住者企業である。非居住者企業が租税条約の優遇措置を申請する国際運輸収入とは、租税条約に規定される旅客運輸

収入、貨物運輸収入及びその他の付属収入をいう。(二) 租税条約が増値税、営業税等の企業所得税以外の税目に及ぶ場合、その手続きは本弁法の規定にもとづく。

六、その他の事項

本弁法は2014年8月1日より施行する。本弁法施行後に発生した国際運輸業務は本弁法の規定を遵守する必要がある。非居住者企業が本弁法の施行前にすでに租税条約の優遇措置について申請を行う、または免税証明等の関連手続きを行っている場合、これらは本弁法第12条第一項に従って申請されたものとみなされ、本弁法第12条第三項の規定期限内は再申請を行う必要はなく、期限後に再度本弁法に規定にそって手続きを行う事で足りる。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング(以下、「ノベル」といいます。)が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をういて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。